

大和三田会会報

No.1

2008年12月

Keio University



目次

- 1) 会長挨拶
- 2) 設立総会・懇親会ご報告
- 3) 新年会ご案内
- 4) 来年度総会のお知らせ
- 5) 大和三田会会則

(別添資料)

大和三田会運営に際してのアンケート調査ご協力をお願い

会長挨拶

大和三田会会長 太田 滋

今般新しく設立発足致しました大和三田会の第一号会報を皆様にお届けいたしますに当たり僭越ではございますが、一言御挨拶申し上げます。

さて去る9月23日(秋分の日)開催の大和三田会の設立総会には予想以上の大和市在住塾員諸氏に参加戴き、大変盛大な発会式と相成り、我々役員一同感激致して居りますと共に心から御協力に感謝致して居ります。

皆様お承知の如く今年平成20年は我等の慶應義塾は創立150周年記念の年に当たり、大和市近隣の藤沢市、厚木市、相模原市等は既に早くから三田会が存在して居り、当市も市制が敷かれて来年で50周年を迎える、人口23万を超える活気ある都市で、是非この際三田会を設立致したいとの切なる希望が、大和市在住有力塾員から声が起こり、年初より何回も会合いたし、大和三田会設立合意となり、早速三田塾監局に設立を申請致しまして、認可されました。

塾監局では早速大和市在住の塾員名簿をタイプアウトされて送られて参りましたが、その名簿に記載された大和市在住の塾員(全学部)の総数は794名で、その数の多いのに驚き、又大いに勇気付けられました。

この全員に大和三田会設立の案内と、本会入会の御希望の有、無の案内状を送りました所、早速返事を戴き、大和三田会に入会希望者は115名の多くに相成り、予想以上の盛大な三田会が大和市に誕生致しました、御同慶至極に存じます。

斯様に大和三田会は目出度く発足致しましたが、今後どの様な運営を致して参りますか、皆様の御知恵を拝借致しながら運営致し、末長く隆盛で有りますよう、皆様の絶大な御協力をお願い致します。



慶應義塾

大和三田会
マスコットキャラクター

慶應義塾生

やまと ゆきち
大和 諭吉くん



©Miho Okuhara

設立総会・懇親会 式次第（概要）

総会

発起人挨拶

議事

- 1) 会則
- 2) 委員人事
- 3) その他

会長挨拶

役員・来賓の挨拶及び紹介

懇親会

「塾歌」斉唱

副会長挨拶

来賓挨拶

乾杯

懇親（会員の自己紹介）

「若き血」「丘の上」斉唱

中締め

平成20年年9月23日、爽やかな秋風吹く秋分の日、閑静な住宅街の中、瀟洒なたたずまいをみせる横浜うかい亭で、大和三田会設立総会及びそれに伴う懇親会が開催されました。当日の様子を写真とともに振り返ってみたいと思います。



設立総会は、まず、発起人幹事長でいらっしゃいます昭和44年経済学部ご卒業の古木通夫様より、大和三田会の設立経緯についてご説明があり、その後、会則、役員人事等の議題が提出され、全会一致で承認されました。



続いて、大和三田会会長でいらっしゃいます昭和23年工学部ご卒業の太田滋様よりご挨拶をいただきました。ご挨拶の最後に太田会長から素晴らしい俳句の披露がありました。大和三田会設立への意気込みが感じられる、感慨深い俳句でした。



その後、役員紹介、来賓挨拶、来賓紹介と設立総会は滞りなく進められました。



そしていよいよ懇親会です。

懇親会の始まりは、やはりこれ。『慶応義塾塾歌』を全員で歌いました。

しかも、生のピアノ伴奏付きです！伴奏をしてくださったのは、昭和49年文学部ご卒業の石井一夫様でした。

この慶応義塾塾歌の斉唱で、皆様、気分は一気に青春を謳歌した学生時代に戻ったのではないのでしょうか。



青春時代に戻り、盛り上がったところで、大和三田会副会長でいらっしゃいます昭和36年経済学部ご卒業の井上勝彦様より、懇親会開会のお言葉をいただきました。



そして乾杯です。乾杯のご発声は、大変お忙しい中駆けつけてくださいました衆議院議員でいらっしゃいます昭和47年法学部ご卒業の甘利明様よりいただきました。



乾杯につづき、お忙しい中お越しいただきました相模原三田会、厚木三田会、藤沢三田会、さらに慶応の永遠にライバルであり永遠の友人である早稲田大学大和校友会会長石川公弘様などご来賓の方々より、お祝いのお言葉をいただきました。周辺市三田会の皆様とは、今後も切磋琢磨し合い、力を合わせて三田会を盛り上げていきたいと思えます。



楽しい仲間、美味しい料理、そして上等のお酒と、会も最高潮に達してきたところで、会場の皆様全員にそれぞれ自己紹介をしていただきました。

1人30秒と大変短い時間でしたが、個性的な自己紹介をしてくださり、現在の仕事のこと、大学時代の楽しい思い出、また塾歌の指導をしてくださる先輩、そして慶応義塾の歴史を語ってくださる大先輩までさまざまなお話を聞かせていただくことができました。こんな機会はめったにない！と本当に楽しかったです。皆様、どうもありがとうございました！



そして、さらに血気盛んな懐かしの学生時代にタイムスリップするため、全員で円陣を組み、『若き血』そして、『丘の上』を歌いました。

円陣の真ん中で指揮をとってくださったのは、昭和45年経済学部ご卒業の大江康弘様でした。大江様のこの指揮のおかげで懇親会がより引き締まったのではないのでしょうか。



『若き血』『丘の上』の斉唱で、さらに盛り上がり、皆様まだまだお話が尽き
ないようでしたが、最後に大和三田会副会長でいらっしゃる昭和49年医
学部ご卒業の小林米幸様より、中締めのお言葉をいただき、懇親会は終了いた
しました。



以上、写真とともに当日の様子を振り返ってまいりましたが、
皆様、この総会及び懇親会を通じて、さまざまな出会いがあっ
たのではないのでしょうか。ここでの新たな出会いを大切に、
会員全員で力を合わせ、大和三田会を大いに盛り上げていき
たいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、お忙しい中何度も打ち合わせをして大和
三田会を立ち上げてくださった役員の皆様、本当にどうもあり
がとうございました。



新年会のご案内

1. 日時 平成21年1月24日(土) 17:30~19:30予定
2. 場所 欧風台所 ラ・パレット 大和市中心林間4-27-18 TEL. 046-272-8010
3. 会費 5,000円
4. お問い合わせ及び返信先 大和三田会事務局 (株)古木企画 内
〒242-0007 大和市中心林間4-27-3 TEL. 046-276-5228 FAX. 046-273-0715
f-kikaku-m@jcom.home.ne.jp

出欠の可否につきましては1月16日(金)までに別紙アンケートにご回答の上、
ご返信をお願いいたします。なお、ご家族の方々のご参加も大歓迎です。

来年度総会のお知らせ

平成21年6月13日(土) 横浜うかい亭にて開催を予定しております。
詳細はまた追ってご連絡いたします。

大和三田会会則

(名称)

第1条 本会は、大和三田会と称する。

(所在地)

第2条 本会は主たる事務所を神奈川県大和市中心林間4-27-3株式会社古木企画内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を深め地域社会及び慶応義塾の発展に寄与する事を目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1、大和市及びその周辺地区に在住する塾員で、本会に入会を希望するものおよび役員会で推薦されたものとする。
- 2、1、に定める塾員とは、学部卒業者、大学通信教育課程を経た者、特選塾員を言い、他の三田会との重複入会を妨げない。
- 3、退会は本人が希望するほか、3年以上にわたり会費の納入がなされない場合、会員の資格を喪失し退会とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	幹事	若干名
副会長	若干名	会計	2名
幹事長	1名	監事	2名

また、本会に名誉会長、顧問、相談役を置く事ができる。

(役員を選出及び任期)

- 第6条
- 1、本会の役員は総会で選出し、その任期は2年とする。
 - 2、補欠及び増員により就任した役員は、他の役員との在任期間と同一とする。

(事業)

第7条 本会は前期目的を達成する為に、次の事業を行う。

- | | |
|------------|----------------|
| ①総会、役員会 | ③会報、名簿の発行 |
| ②周年行事、懇親行事 | ④その他必要と認められる事業 |

(総会)

第8条 1、総会は年1回会長の招集によって開催し、下記の事項を審議決定する。

- | | |
|-------------|----------------|
| ①役員を選出 | ③会則の改変 |
| ②事業・会計報告の承認 | ④その他必要と認められる事項 |
- 2、総会の議事は出席会員の過半数の賛同によってこれを決する。

(役員会)

第9条 役員会は随時会長の招集によって開催し、総会付議事項、その他必要と認められる事項を協議決定する。

(収入)

第10条 本会の収入は、年会費、臨時会費、寄付金、その他の拠出金による。
年会費は5,000円とし、事業年度はじめに徴収する。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(異動報告)

第12条 会員の住所姓名に変更があった場合、会員は速やかに事務所にその旨を連絡するものとする。

(規定外事項)

第13条 本会則に定めのない事項については、役員が協議の上決定する。

(会則の改変)

第14条 本会則の改変は、総会においてこれを行う。

(附則) 本会則は平成20年4月1日から施行する。